

墨田区障害 福祉総合計画 概要版

令和3年度～令和5年度

(第5期墨田区障害者行動計画)

(墨田区障害福祉計画【第6期】)

(墨田区障害児福祉計画【第2期】)

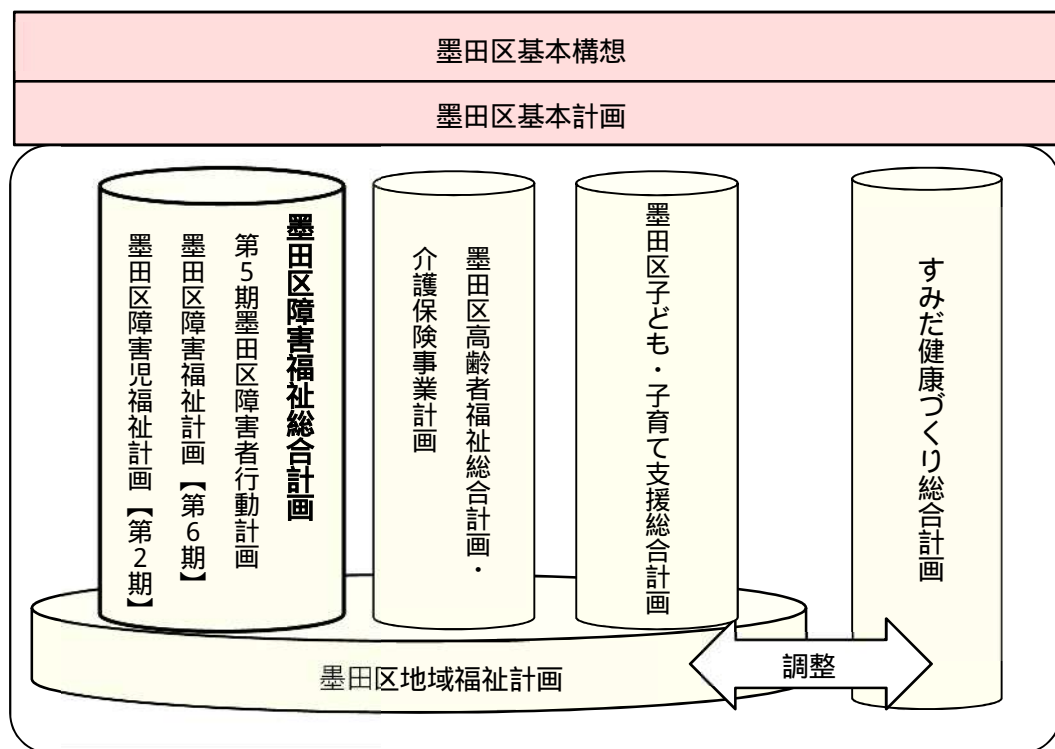


墨田区障害福祉総合計画

墨田区障害福祉総合計画の位置づけ

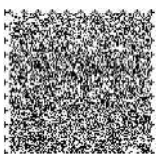
「墨田区障害福祉総合計画」は、
障害のある方の暮らしを支える施策について定めた「墨田区障害者行動計画」、
障害のある方のための福祉サービスなどについて定めた「墨田区障害福祉計画」、
障害のある子どものための福祉サービスなどについて定めた「墨田区障害児福祉計画」、
の改定に当たり、計画期間を3か年にそろえ、3計画を一体的に策定したものです。

この計画は、区の将来像を描いた「墨田区基本構想」、基本構想を具体化した「墨田区基本計画」、区の福祉分野における基礎的な計画である「墨田区地域福祉計画」と整合性を保って作成しています。



計画の期間

計画の期間は、3計画を合わせて、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間



第5期墨田区障害者行動計画

目的と理念

「墨田区障害者行動計画」は、障害のある方の暮らしを支える施策の推進を図るため、今後取り組むべきことを総合的・体系的かつ具体的に定めるものです。

障害者施策を展開するための理念として、次の基本理念を掲げ、ノーマライゼーションの推進に向けた取組を進めます。

自己決定の尊重

すべての障害のある人が社会の一員として、自らの生活のあり方を主体的に決定・選択し、あらゆる分野の活動に参加・参画できる社会の実現をめざします。

地域における自立生活の支援

すべての障害のある人が、地域において自立した生活を送ることができるための支援体制の構築をめざします。

ともに生活する社会の創造

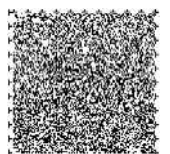
障害の有無にかかわらず、個性や特性、多様性が尊重され、認めあう社会の創造をめざします。



ノーマライゼーションとは

障害のある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す考え方です。

厚生労働省ホームページ「障害福祉施策の考え方」から引用

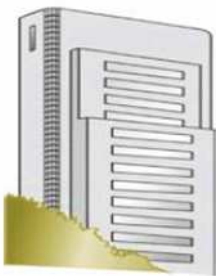


基本目標 1 障害のある子どもを支援する

障害のある子どもが早い時期から、一人ひとりのニーズにあった適切な支援を受けることができるよう、障害の早期発見・早期療育、保育や教育など多分野を横断する支援の体制の整備を進めます。また、障害のある子どもも、ない子どもも、ともに成長していくことのできる環境を整えていきます。

♡ 施策の方向

- ア 早期発見と早期療育等
- イ 障害児の幼児教育・保育の充実
- ウ 特別支援教育の推進
- エ 放課後活動等の充実



★ 区が重点的に取り組むこと

- ・ 児童発達支援センター等の運営
- ・ 障害児療育事業の充実（児童発達支援）
- ・ 特別支援学級の整備
- ・ 障害児の放課後支援の充実（放課後等デイサービス）

— この数値を目指します —

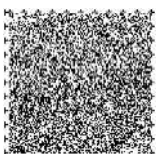
障害のある子どもの発達と成長の支援が整っていると思う方の割合	現状（第4期）	目標（第5期）
「とてもそう思う」、「まあそう思う」と回答した方の割合	39.9%	45.0%以上

出典：平成30年度 子ども・子育て支援ニーズ調査



児童発達支援センターとは

心身に障害がある子どものための、区を中心となる療育支援施設です。専門的な療育を行うほか、障害がある子どもを預かる施設への援助・助言を合わせて行います。



基本目標 2 社会参加を支援する

障害の有無にかかわらず、社会の一員としてさまざまな活動に参加し、生きがいのある生活を送ることができるよう、外出の支援を充実するとともに、日中活動の場づくりや障害のある人とない人の交流、趣味やスポーツ・レジャーの場づくりなどを推進します。また、全ての人が等しく、自らの生活にかかわる行政に参画できる仕組みを整備します。

♡ 施策の方向

ア 移動手段の確保

イ 日中活動の場の充実

ウ 障害者スポーツの普及とレジャーの場の充実

エ 区民参画の推進



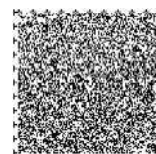
★ 区が重点的に取り組むこと

- ・ 障害者（児）移動支援の実施
- ・ 障害者の日中活動事業の充実

- この数値を目指します -

1週間に外出する頻度	現状（第4期）	目標（第5期）
「毎日外出する」、「週に1日は外出する」と回答した方の割合	79.3%	現状水準以上

出典：計画策定アンケート調査



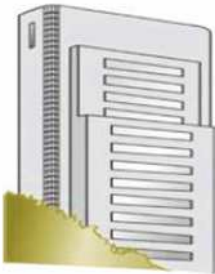
基本目標 3 就労を支援する

障害のある人が希望する仕事に就き、また安心して働き続けることができるよう、企業等での就労に向けた支援を強化するとともに、企業等で働くことが難しい人のための障害者施設における就労を支援します。

♡ 施策の方向

ア 企業等での就労への移行促進

イ 障害者施設における就労等の支援の充実



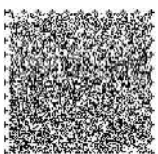
★ 区が重点的に取り組むこと

- ・ 障害者の就労等に関する総合相談の実施
- ・ 就労移行支援事業の充実
- ・ 働く障害者への職場定着支援及び生活支援の充実
- ・ 作業所等経営ネットワーク事業の実施
- ・ 福祉的就労機会の確保（就労継続支援）

- この数値を目指します -

仕事をしている方の割合	現状（第4期）	目標（第5期）
「働いている」と回答した方の割合	48.0%	50.0%以上

出典：計画策定アンケート調査

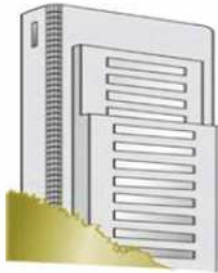


基本目標 4 地域生活を支援する

障害のある人が、本人の希望する地域で自立して暮らしていくことができるよう、本人と介護者を支えるサービスの充実や、地域での暮らしを支える場づくり、経済面での支援など、一人ひとりの状況や必要性に応じた支援を進めます。

♡ 施策の方向

- ア 生活支援・介護サービスの充実
- イ 給付によるサービスの充実
- ウ 住み慣れた地域での暮らしの支援
- エ 所得の保障及び医療費の助成



★ 区が重点的に取り組むこと

- ・ 障害者（児）ショートステイの運営支援
- ・ 障害者グループホームの整備・支援体制強化支援
- ・ 地域生活支援拠点等の整備

— この数値を目指します —

地域で暮らしている方の割合	現状（第4期）	目標（第5期）
「家族と」、「一人」、「グループホーム」と回答した方の割合	95.1%	現状水準以上

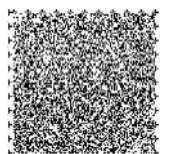
出典：計画策定アンケート調査



地域生活支援拠点等とは

地域生活支援拠点等とは、障害のある方の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。

居住支援のための主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場等です。



基本目標 5 相談先や情報を得る手段を確保する

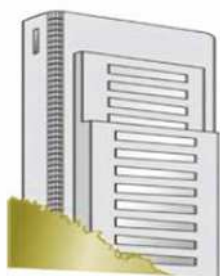
障害の重度化や、複合的な福祉の課題、ニーズの多様化への対応に向けて、分野を横断し、ライフステージごとに切れ目のない一貫した相談支援の仕組みを整備します。また、誰もが不自由なく、福祉の情報を得ることができるよう、取組を進めます。

♡ 施策の方向

ア 相談先の確保と権利擁護

イ 情報を得る手段の確保

ウ 情報のバリアフリーの推進



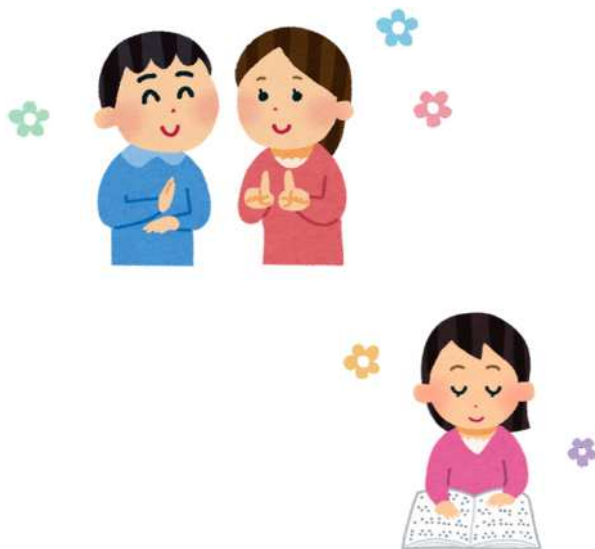
★ 区が重点的に取り組むこと

- ・ 障害者に対する相談体制の充実
- ・ 基幹相談支援センターの設置準備

— この数値を目指します —

悩みごとを相談する相手がいる方の割合	現状（第4期）	目標（第5期）
相談する相手がいると答えた方の割合	85.8%	90%以上

出典：計画策定アンケート調査

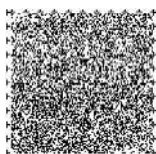


障害者虐待防止について

障害者虐待防止法では、障害者の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げとならないよう、虐待を禁止するとともに、その予防や早期発見のための取組等を定めています。

障害者虐待の発見者には通報する義務があります。障害者虐待を受けたおそれのある人を発見したり、虐待を受けたときは、

「墨田区24時間障害者虐待通報ダイヤル」
(03-3625-1103)
にご連絡ください。



基本目標 6 安全・安心に暮らせるまちをつくる

障害のある人が地域で安全・安心に暮らすことができるよう、障害に対する理解促進と合理的な配慮が進むよう区民・事業者への啓発に取り組むほか、障害の有無に関わらず全ての人が暮らしやすいまちづくりを進めます。

♡ 施策の方向

ア 障害の理解の推進

イ ユニバーサルデザイン・バリアフリーのまちづくりの推進

ウ 安全・安心な暮らしの支援

★ 区が重点的に取り組むこと



- ・ 障害者週間啓発行事の実施
- ・ 障害者問題に関する啓発の実施
- ・ 公共建築物等の改善整備
- ・ 道路のバリアフリー整備
- ・ 地域社会における障害者救護体制の充実

- この数値を目指します -

配慮を受けられずに困ることはないと思う方の割合	現状（第4期）	目標（第5期）
「配慮を受けられずに困ることはない」と回答した方の割合	49.1%	50.0%以上

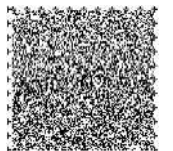
出典：計画策定アンケート調査



ユニバーサルデザインとは

施設や製品等について、新しいバリアが生じないよう誰にとっても利用しやすくデザインするという考え方です。

バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱から引用



基本目標 7 サービスの質を確保する

障害のある人が必要なサービスを十分に利用することができるよう、サービスの質の確保・向上に努めるとともに、サービス提供事業所の適正な運営を支援します。

♡ 施策の方向

ア 適正な事業所運営の支援

イ 事業者や団体の支援

ウ ボランティアの育成



★ 区が重点的に取り組むこと

- ・ 障害福祉サービス第三者評価制度の推進
- ・ 指導監査の実施

- この数値を目指します -

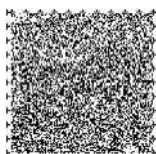
過去3年間に第三者評価を受審したサービス提供事業所数	現状(第4期)	目標(第5期)
第三者評価を受審した区内の事業所数	29事業所	現状水準以上

出典：とうきょう福祉ナビゲーション 福祉サービス第三者評価結果



第三者評価とは

第三者評価とは、第三者の目から見た評価結果を幅広く利用者や事業者公表することにより、利用者に対する情報提供を行うとともに、サービスの質の向上に向けた事業者の取組を促すことで、利用者本位の福祉の実現を目指すものです。



墨田区障害福祉計画（第6期）・ 墨田区障害児福祉計画（第2期）

計画の目的

墨田区障害福祉計画【第6期】及び墨田区障害児福祉計画【第2期】は、

国から示される基本的な指針に基づく、令和5年度の区の成果目標
障害者・障害児のための福祉サービスなどにおける必要な量の見込みとその確保の
方策

各自治体が地域の状況に応じて行う事業（地域生活支援事業）に関すること
について定め、サービスの円滑な実施を確保することを目的としています。

計画の理念

上記の施策を展開するための理念として、次の基本理念を掲げています。

1

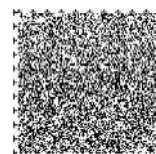
社会の一員として、自らの生活のあり方を主体的に決定・選択できるよう、
相談支援の充実を進めます。

2

必要な日常生活又は社会生活を営むための支援が受けられ、社会参加の機会が確
保されるよう、障害福祉サービス等の計画的な提供に努めます。

3

どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、住み慣れた地域社会で
暮らし続けられるよう、共同生活の場の充実に努めます。



基本指針に定める成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

障害者施設で生活している人が、地域での生活に戻ることを促していきます。

	令和5年度までに
入所している施設から地域へ戻った人の数	12人以上 (206人の6%)

	令和元年度	令和5年度
障害者施設で生活する人の数	206人	206人(現状維持)

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者の生活を地域全体で支える仕組みづくりを推進します。

令和5年度までに

令和元年度に保健、医療及び福祉関係者による協議の場として「精神障害者地域生活支援協議会」を設置しました。この会において、検討を進めていきます。

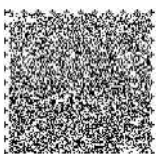
(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障害者が身近な地域で生活を続けるための機能(相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)を整備し、障害者の生活を地域全体で支える仕組み等を充実していきます。

令和5年度までに

令和2年度末に開設する重度知的障害者向けのグループホームの整備を補助し、地域生活支援拠点の機能を付加します。

また、精神障害者の地域支援を行う面的な体制(地域における複数の機関が分担して必要な機能を担う体制)の整備を進めていきます。



(4) 福祉施設から一般就労への移行等

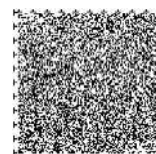
福祉施設の利用者の、一般就労について支援していきます。

	令和元年度	令和5年度
①福祉施設から、一般の会社などでの仕事に移る人の数	38人	49人
①のうち、就労移行支援事業を通じて移る人の数	38人	49人
③ ①のうち、就労継続支援 A 型及び B 型を通じて移る人の数		設定なし(就労移行支援を利用するため)
		令和5年度
①のうち、就労定着支援事業を利用する人の割合		70%以上
就労定着支援事業所での支援開始1年後の職場定着率が80%以上の事業所の割合		70%以上

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

障害児を支援するための体制を整えます。

①児童発達支援センター(地域の中核となる療育施設)設置及び保育所等訪問支援の実施	児童発達支援センターとして、みつばち園(すみだ福祉保健センター内)を設置しています。 同園において保育所等訪問支援を継続して実施します。
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	児童発達支援事業所を1か所、放課後等デイサービス事業所を2か所、確保しています。 これらの事業所に対し継続した運営の支援を実施します。
③医療的ケア児を支援するための保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	保健、医療、障害福祉、保育、教育に係る庁内関係部署と外部の委員からなる「医療的ケア児に関する協議会」を設置しています。 この協議会において医療的ケア児に対する共通の理解に基づく支援の充実に努めるとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターとの連携を図ります。



(6) 相談支援体制の充実・強化等

相談支援の体制を充実・強化します。

令和5年度までに

区内の相談支援事業所の連絡会や初任者向け勉強会を通じ、体制の強化を図ります。

また、基幹型相談支援センター（地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務を行う機関）の設置について合わせて検討を進めます。

(7) 障害福祉サービス等の質の向上

障害福祉サービス等にかかる給付費の適切で円滑な支払に向けた関係機関との情報共有体制の構築や、サービス提供事業所に対する指導・監査を実施し、障害福祉サービス等の質を向上させます。

令和5年度までに

障害者自立支援審査支払等システム等で審査結果を分析してその結果を活用し、毎月1回の請求期日ごとに年12回、審査結果を事業所や関係自治体等と共有します。

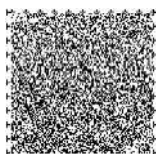
東京都福祉保健局と連携し、計画的な指導監査を実施します。



医療的ケア児とは

現時点で、医療的ケア児の定義について、法律などにより明確に定められたものではありません。そのため、墨田区における「医療的ケア児」とは、「日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児」を指すこととしています。

また、ここでいう「日常生活を営むために医療を要する状態」とは、あくまで日常生活の中で長期にわたり継続的に必要とされる医行為を必要とする状態を想定しています。



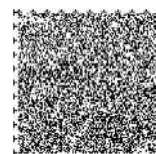
各年度における障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込みと確保方策

各年度における障害福祉サービス等の必要量の見込み（月間サービス提供量）は下記のとおりです。
各年度における実績及び見込み量は、各年度最終月（3月）の数値です。（一部記載のあるものについては、各月の平均等です。）

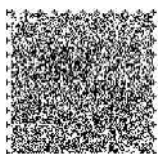
用語の説明 「人日分」とは、当月において実際に利用した延べ人数をいいます。

「人数」とは、実利用人数を指します。当月において複数回利用しても1人とします。

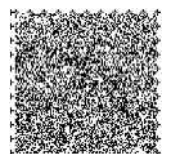
内容	単位	見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
（1）訪問系サービス					
居宅介護・重度訪問介護・同行援護・	時間数	12,642	13,072	13,502	
行動援護・重度障害者等包括支援	人数	588	608	628	
（2）日中活動系サービス					
生活介護	人日分	7,694	7,775	7,958	
	人数	379	383	392	
自立訓練（機能訓練）	人日分	45	45	45	
	人数	3	3	3	
自立訓練（生活訓練）	人日分	398	398	398	
	人数	21	21	21	
就労移行支援	人日分	1,956	2,147	2,337	
	人数	123	135	147	
就労継続支援（A型）	人日分	360	340	320	
	人数	18	17	16	
就労継続支援（B型）	人日分	6,798	6,908	6,987	
	人数	433	440	445	
	工賃（平均日目標額）	18,000	20,000	20,000	
就労定着支援	人数	30	33	36	
療養介護	人数	23	23	23	
短期入所	福祉型	人日分	765	783	801
		人数	85	87	89
	医療型	人日分	98	105	112
		人数	14	15	16



内容	単位	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
(3) 居住系サービス				
自立生活援助	人数	6	6	6
共同生活援助	人数	186	187	188
施設入所支援	人数	206	206	206
地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討	実施回数(年間)	1	1	1
(4) 相談支援				
計画相談支援	人数(各月平均)	230	259	288
地域移行支援	人数(各月平均)	1	1	1
地域定着支援	人数(各月平均)	1	1	1
(5) 障害児通所支援				
児童発達支援	人日分	2,870	3,077	3,284
	人数	1,025	1,099	1,173
医療型児童発達支援	人日分	11	11	11
	人数	3	3	3
居宅訪問型児童発達支援	人日分	10	10	10
	人数	2	2	2
放課後等デイサービス	人日分	4,597	4,905	5,213
	人数	597	637	677
保育所等訪問支援	人日分	8	9	10
	人数	8	9	10
(6) 障害児相談支援				
障害児相談支援	人数(各月平均)	16	18	20
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人数	1	1	1
(7) 発達障害者等に対する支援				
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人数(年間)	50	50	50
ペアレントメンターの人数		の事業を通じた支援を実施		
ピアサポートの活動への参加人数	人数(年間)	6	7	8



内容	単位	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
(8) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築				
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	開催回数(年間)	2	2	2
への関係者による協議の場 への関係者による協議の場 への関係者による協議の場 への関係者による協議の場 への関係者による協議の場 への関係者による協議の場	保健	2	2	2
	医療(精神科)	8	8	8
	医療(精神科以外)	6	6	6
	福祉	10	10	10
	介護	1	1	1
	当事者及び家族	2	2	2
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	実施回数(年間)	1	1	1
精神障害者の地域移行支援	人数(各月平均)	1	1	1
精神障害者の地域定着支援	人数(各月平均)	1	1	1
精神障害者の共同生活援助	人数	40	40	40
精神障害者の自立生活援助	人数	5	5	5
(9) 相談支援体制の充実・強化のための取組				
総合的・専門的な相談支援		令和5年度末までに設置予定の基幹相談支援センターに、総合的・専門的な相談支援機能を付加します。		
地域の相談支援体制の強化	回数(年間)	4	4	4
(10) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組				
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	参加人数(年間延べ)	2	2	2
障害者自立支援審査システムによる審査結果の共有	回数(年間)	12	12	12

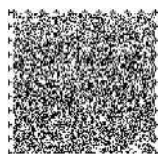


地域生活支援事業の実施に関する事項

各年度における事業の種類ごとの量の見込み又は実施の有無は、下記のとおりです。

(1) 必須事業

内容	単位	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有
ア 障害者相談支援事業	実施見込み箇所数	4	4	4
相談支援事業	イ 基幹相談支援センター・基幹相談支援センター等機能強化事業	設置の有無	設置準備	設置準備
		実施の有無	検討	検討
ウ 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	実施の有無	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	実利用見込み者数/年	5	5	5
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有
支援事業 意思疎通	ア 手話通訳者派遣事業	実利用見込み件数/年	1,250	1,275
	要約筆記者派遣事業	実利用見込み件数/年	130	140
	イ 手話通訳者設置事業	実設置見込み者数/日	2	2
日常生活用具給付等事業	(1)介護訓練支援用具		11	11
	(2)自立生活支援用具		71	71
	(3)在宅療養等支援用具	給付等見込み件数	37	37
	(4)情報・意思疎通支援用具	/年	66	66
	(5)排泄管理支援用具		460	460
	(6)住宅改修費		8	8

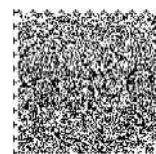


内容	単位	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	実養成研修了見込み者数/年	8	10	12
移動支援事業	実利用見込み者数	323	328	333
	延べ利用見込み時間数/月	5,084	5,176	5,268
地域活動支援センター	実施見込み箇所数	1	1	1
	実利用見込み者数/月	135	145	155
精神障害者地域生活支援広域調整等事業（地域生活支援広域調整会議等事業）	協議会の開催見込み数	4	5	5

（２）任意事業

障害者総合支援法では、各自治体が独自の判断により、障害のある方が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を実施することができると定めています。本区では、任意の地域生活支援事業を以下のとおり実施しています。

1	福祉ホームの運営補助事業
2	重度心身障害者入浴サービス事業
3	日中一時支援事業
4	障害者虐待防止対策支援事業





発行・編集：墨田区福祉保健部障害者福祉課

〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号

TEL(03)5608-6466 / FAX(03)5608-6423